平成２７年（フ）第４１２号
大阪府富田林市藤沢台４丁目４番２―205号、前住所大阪府和泉市伏屋町５丁目３番１―413号
債務者　本井　優子（旧姓中瀬）
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１０号
兵庫県丹波市柏原町柏原181番地３　第５ミツワハイツＨ号、前住所兵庫県丹波市山南町坂尻385番地１
債務者　古西　純子
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２７年（フ）第１１号
兵庫県篠山市糯ヶ坪乙26番地１　バウソリオＤ201号、前住所愛媛県新居浜市田の上２丁目16番13号
債務者　宇野　有紀
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２７年（フ）第２１号
鹿児島県薩摩川内市寄田町216番地イ
債務者　川畑　真一
1　決定年月日時　平成27年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２７年（フ）第１７９２号
大阪市東住吉区矢田４丁目18番８号三陽ハイツ305号
債務者　橋本　佳奈
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５９号
北海道厚岸郡厚岸町山の手２丁目64番地
債務者　大野　学美
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第２９号
栃木県大田原市堀之内206番地３
債務者　田代　政子
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月６日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２７年（フ）第２２号
熊本県球磨郡相良村大字川辺1763番地２
債務者　寺田　寿美
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月７日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２７年（フ）第７７号
釧路市鳥取南３丁目３番５号
債務者　三浦真由美
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月17日午前10時
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第７３２号
横浜市南区中村町３丁目198番地１　末広荘211
債務者　池田　直人
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７９７号
横浜市保土ケ谷区法泉１丁目９番１―304号（住民票上の住所）
債務者　鈴木　真美
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８４９号
名古屋市東区泉２丁目22番17号　ゑむづビル２階（住民票上の住所）
債務者　大倉由紀子（旧姓馬場）
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８８２号
横浜市都筑区川和町1724番地２　ハイツたから201号
債務者　葛西　晴美
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８８３号
横浜市都筑区川和町1724番地２　ハイツたから201号
債務者　葛西　　充
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８８６号
横浜市鶴見区市場東中町７番５号
債務者　寺澤　　隆
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８９７号
横浜市中区豆口台40番地４　Ｆｕｔｕｒｅ一Ｈ山手104号室
債務者　仙土　寿朗
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部